

ケアプランの軽微な変更について  
(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)

門真市 高齢福祉課

令和6年11月

## 1 軽微な変更についての考え方について

- まず、軽微な変更の考え方については、厚生労働省が発出した「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて（※）」（令和3年3月31日老介発0331第1号・老高発0331第2号・老振発0331第3号・老老発0331第2号）を確認ください。
- ※「「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し」に関するご意見の対応について」（平成22年7月30日老介発0730第1号・老高発0730第1号・老振発0730第1号・老老発0730第1号）の内容を一部改正したもの。以下、「国通知」とする。
- その上で、門真市では、本文書をもって、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおいても、国通知を準用し、軽微な変更の取扱いに対する考え方を改めて整理してお示しするものです。
- 本書の考え方は、あくまで「軽微な変更に該当する場合があるものと考えられる」というものであり、例示の内容が全ての事例に無条件に該当するわけではありません。
- 軽微な変更は、変更する内容がケアマネジメント一連の業務を行う必要性が高い変更であるかどうかを利用者の状況等を考慮し、個別具体的に検討した上で軽微か否かを判断すべきものです。また、軽微な変更
- 軽微な変更に該当する事例であったとしても、必ずしも適用させなければならないものでもありません。
- 軽微な変更の適用にあたっては、本文書を熟読し、軽微な変更の趣旨を理解した上で行うようお願いいたします。軽微な変更
- 軽微な変更を適用した場合でも、サービス事業所の担当者や各関係機関との情報共有を行ってください。また、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、利用者の福祉のために努めてください。（この場合は、全事業所を招集する必要はありません。照会等の方法により意見を求めることもできます。）

## 2 ケアプランの軽微な変更の内容について（ケアプランの作成）

内容	厚生労働省の見解	介護予防サービス計画	介護予防ケアマネジメント
① サービス提供の曜日変更	利用者の体調不良や家族の都合など臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	厚労省の見解と同様	厚労省の見解と同様
② サービス提供の回数変更	同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	厚労省の見解と同様	厚労省の見解と同様
③ 利用者の住所変更	利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	同包括圏域内での転居で、同居者や支援者等生活環境等に変化がない場合。 なお、住所変更に伴う利用者の状況（生活環境等）の変化については十分考慮し、必要に応じてケアプランを見直すこと。	左記に同じ
④ 事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	厚労省の見解と同様	厚労省の見解と同様
⑤ 目標期間の延長 ※1	単なる目標設定期間の延長を行う場合（ケアプラン上の目標設定（課題や期間）を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など）については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	目標期間の延長は、軽微な変更では取り扱わないものとする。  ただし、元気はつらつ教室における目標期間の延長は、可能とする。	左記に同じ
⑥ 福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみ	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する場合があ	厚労省の見解と同様	厚労省の見解と同様

が異なる場合	るものと考えられる。		
⑦ 目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	厚労省の見解と同様	厚労省の見解と同様
⑧ 目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	厚労省の見解と同様	厚労省の見解と同様
⑨ 担当介護支援専門員の変更	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更（但し、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と同様面識を有していること。）のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	厚労省の見解と同様	厚労省の見解と同様

【お願い】

軽微な変更を行った際、見え消し線で修正し、「軽微」と記載するなど、軽微変更とわかるようにご協力ください。

※1

目標は一定の期間内で達成可能なものを設定するべきであり、目標の妥当性や達成に向けた支援内容等を検討してください。

ただし、元気はつらつ教室における目標期間の延長は、軽微な変更で対応することは可能とします。

例) 9月から12月に、元気はつらつ教室利用者が生活課題等改善のために、2か月延長となった場合、軽微な変更で対応可能

### 3 軽微な変更にかかる事務について

- 基準の解釈通知のとおり、「軽微な変更」に該当するものであれば、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではありません。しかしながら、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知したほうが良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではありません。
- 軽微な変更を行った場合、利用者やその家族、サービス事業所へ変更内容やその理由等を適切に説明するとともに、地域包括支援センターから委託を受けている場合は、すみやかに情報共有をお願いします。  
また、当該経過を支援経過記録等に記録してください。